商品概要説明書
わかばリフォームローン

２０２５年４月１０日現在

ご利用いただける方(借入条件)	次の条件を満たしている個人を対象といたします。 ・当金庫の会員、または会員資格を有し、申込時年令が満 20 歳以上の個人の方 なお、団体信用生命保険加入の場合、最終返済時の年齢は 80 歳以下の方とします。 ・安定した収入のある方 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・申込時に、申込人本人における ①給与振込　②公共料金(電気・電話・水道・ガス(プロパンガスを含む)・ＮＨＫ)３種目以上(クレジット決済も可)　③カードローン「おてがる」　④しんきんカードのうち、２項目以上のお取引のある方 なお、②、③、④のお取引については、新規のご契約も可
お使いみち	・申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金 ①リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 ※「諸費用」とは、印紙代、解体工事費用等 ※①は、申込日時点で、支払日から３ヵ月以内のものに限り支払済資金(工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限ります)も可 ②申込人が①を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金（借換えに伴う繰上返済にかかる手数料を含む） ③申込人がリフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの(借換え直前３ヵ月の約定返済で、３営業日以上の履行遅延が１度もないものに限ります)の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※①または②と合わせた申込みに限ります。 ④リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金(①と合わせた申込みで 100 万円以内) 【対象となる建物の条件】 申込人またはその家族の持家で、抵当権･差押等の各種(仮)登記がないもの ※次のものは各種(仮)登記から除きます。 ・当金庫貸付(事業資金､住宅ローン(代理貸付を含む)等)にかかる抵当権および根抵当権 ・他行住宅ローンにかかる抵当権 【リフォームの例】 子供部屋増築、システムキッチン設置、浴室ユニット取替、給湯ユニット取替、冷暖房システム導入、浄化槽設置、畳交換、クロス張替、フローリング張替、高齢者用設備設置、外壁塗装、車庫設置、電気自動車用充放電設備設置、物置設置、門扉設置、造園工事、給排水工事、トイレ改修工事、エコ関連設備(※)等 ※エコ関連設備 ・太陽光発電システム　・潜熱回収型ガス給湯器(通称エコジョーズ) ・潜熱回収型石油給湯器(通称エコフィール)　・CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器(通称エコキュート) ・ガスエンジン給湯器(通称エコウィル)　・燃料電池コージェネレーションシステム(通称エネファーム) ・家庭用蓄電池　※太陽光発電システム等により発電した電気を蓄電するシステム ・家庭用太陽熱利用設備　※ソーラーシステム、太陽熱温水器等により太陽の熱を給油や暖房に利用するシステム ・地中熱利用システム　※地中の熱エネルギーを冷暖房や融雪等に利用するシステム　等 ・空き家解体費用およびそれに伴う諸費用(建物解体後の滅失登記費用等を含む) ※申込日時点で、支払日から３ヵ月以内のものに限り支払済資金(工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限ります)も可

稚内信用金庫

商品概要説明書
わかばリフォームローン

２０２５年４月１０日現在

お使いみち	※申込人またはその親族が所有する建物であること ※事業専用で使用していた建物ではないこと ・申込人が空き家解体費用およびそれに伴う諸費用を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ただし、次のいずれかに該当するものは対象となりません。 ・個人間売買による購入費用 ・支払先が、申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業先
ご利用限度額	・1 万円以上 1,000 万円以内(1 万円単位) ※　空き家解体費用等の場合は、500 万円以内(1 万円単位)
ご利用期間	・6 ヵ月以上 15 年以内(1 ヵ月単位)
ご融資利率	・当金庫所定の利率とさせていただきます。(固定金利)
ご返済方法	・毎月元金均等または元利均等割賦返済(6 ヵ月以内の元金返済据置可) ※　融資金額の 50%以内の金額については、6 ヵ月ごとのボーナス返済併用もご利用いただけます。
保証人・担保	・(一社)しんきん保証基金が保証致しますので保証人、担保は必要ございません。
保証料	・(一社)しんきん保証基金が定める保証料は、ご融資利率に含まれます。
返済試算額の入手方法	・返済額の試算は、窓口またはホームページでご照会ください。
手数料	・別紙「貸出条件変更等に伴う手数料一覧表」の通りの手数料が必要となります。
苦情処理措置 紛争解決措置	＜苦情処理措置＞ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法令等遵守委員会(9時～17時、電話: 0162-22-0625)にお申し出ください。 ＜紛争解決措置＞ 札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法令等遵守委員会、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争の解決を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法令等遵守委員会にお問合わせ下さい。
その他	・お申込みに際しては、事前に審査をさせていただきます。 結果によってはご希望に添えない場合もございますので予めご了承下さい。 ・団体信用生命保険の加入条件を満たす方については、当金庫の費用負担によりご加入いただけます。 ・お使いいただく資金については、原則、支払先へお振込いただきます。 ・現在の融資利率につきましては、窓口へお問合わせください。

稚内信用金庫